あなたの人権、侵害されたらどうしますか。

あったらいいな、
国内人権機関（人権委員会）！
みんなで政府を動かそう！

JFBA
日本弁護士連合会

国内人権機関（人権委員会）って、
何ですか

いわれのない差別を受けたり、セクハラやいじめを受けたり、
警察等の公権力により不当な扱いを受けた時、助けてくれる人がいますか？
国内人権機関（人権委員会）というのは、日本に住む人ならどの国の人でも、
その人の人権が侵害された時に、救済を求めていくことができるところです。
国連では、1993年に国連総会で採択されたパリ原則に基づいて、
人権侵害を受けた人が駆け込める国内人権機関（人権委員会）を
創設することを各国に求めています。
世界では既に120を超える国に国内人権機関（人権委員会）ができています。

国内人権機関（人権委員会）っていう
名前の由来は

「国内人権機関」という用語は、国連で使われている
National Human Rights Institution という言葉を日本語に訳したもので、
人権の促進と擁護のために設置される国家機関のことを指しています。

その国内人権機関（人権委員会）って
日本にもあるのですか

それがまだありません。
ですから、日本弁護士連合会（日弁連）は、国内人権機関（人権委員会）を
創設しましょうと呼びかけています。

その国内人権機関（人権委員会）って
日本に必要なのですか

それは、このパンフレットを読んでもらえれば、おわかりになると思います。
ぜひ続きをお読みください。

国内人権機関（人権委員会）では、どのような活動をすることになるのですか

1 まず、人権を侵害されたと思われる方が、国内人権機関（人権委員会）に人権侵害の事実と、適当な措置をとってくれるように申し立てると、国内人権機関（人権委員会）は、紛争当事者の双方から事情を聴いて、調停をしたり、また、調査の結果、人権侵害の事実が認められる場合には、警告、勧告、要望等の措置をとってくれることとなります。

このように、国内人権機関（人権委員会）は、人権侵害の被害回復に向けた活動をしてくれることとなります。

2 また、国内人権機関（人権委員会）は、人権の保護、尊重、促進の観点から、国や地方自治体の立法、行政機関に対して、法律案や政策の提言等、人権保障を制度的に推し進める活動を行うことが予定されています。

3 さらに、国内人権機関（人権委員会）は、人権に関する教育や研究プログラムの作成を支援したり、学校や企業、また警察官等、法の執行に携わる人たちに対する人権教育プログラムの実施に参画したりして、人権教育の実施やその協力活動を通じ、人権教育に携わっていくことが予定されています。

4 なお、上記のような活動が充実したものとなるよう全国各地に国内人権機関（人権委員会）の窓口が設置されることが予定されています。

法務省人権擁護局とはどこが違うのですか？

法務省には、現在、人権擁護局が存在し、様々な人権活動を行っています。そこで、このような法務省人権擁護局とは別に国内人権機関（人権委員会）を新たに設置する必要があるだろうかと疑問を持たれる人もいるかもしれません。

しかし、法務省人権擁護局と国内人権機関（人権委員会）とは、次のような相違点があります。①法務省人権擁護局はあくまで法務省の内局にすぎないのに対し、国内人権機関（人権委員会）は自ら意見を決め独立した人事権や予算編成権を持つことが予定されています。また、②法務省人権擁護局には公的機関に対する任意的な調査権限しかないのに対し、国内人権機関（人権委員会）による調査には、行政機関は調査協力義務を負うことが予定されています。そのため、公的機関による人権侵害については、国内人権機関（人権委員会）の方が、より人権救済に資する活動を行うことができることとなります。さらに、③法務省人権擁護局には、たとえ人権侵害が認められたとしても、要請、説示及び他の機関への通告等しかできないのに対し、国内人権機関（人権委員会）には、さらに進んで当事者間の調停あるいは仲裁等を行うことができ、より実効的な人権救済活動を行うことができます。

老人ホームで
虐待や嫌がらせを受けています

Aさんは80歳。家族が家で面倒を見ることができないので、介護付老人ホームで生活しています。Aさんには、交通事故の後遺障がいで怒りっぽいところがあり、そのために他の入居者や職員とトラブルになります。他の入所者のいびきや歯ぎしりが気になると大声で怒鳴ったり、手を上げてしまいます。

職員の対応が厳しいと、その職員からいじめられていると訴えます。最近では、ホームから退所を求められるありさまです。

Aさんにも問題があるようにもみえますが、施設の不備や職員の対応にも問題がありそうです。

このような場合、国内人権機関（人権委員会）があれば、そのホームの実態を調査して、職員の対応の仕方等、ホームの改善すべき点を指摘したり、Aさんとホームとの関係を調整したりして、問題を原因から解決してくれるでしょう。

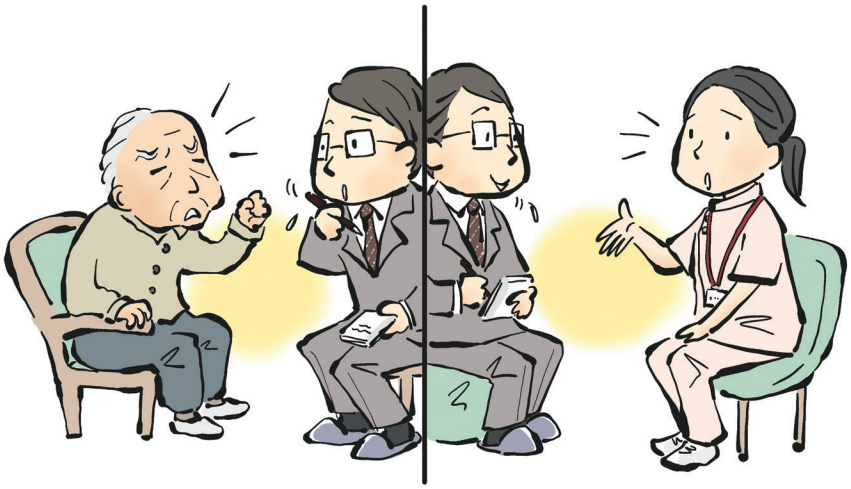

学校でいじめがあったら

もちろん対象になります。

いじめは、隠れて行われることが多く、外部からの調査が困難な領域です。いじめによる自殺等の場合に、被害者側には本当のことが知らされず、泣き寝入りせざるをえないこともあります。遺族は、少しでも本当のことを知りたくて時間と多額の経費がかかる裁判をしなければならない現実があります。また、自殺まで追い込まれなくても、いじめのために学校に行けないという状況に陥ることもあります。

川西市や川崎市のように、いじめ等といった人権侵害から子どもを守るためのオンブズパーソン制度を設ける地方自治体が増えつつありますが、まだまだ少数にとどまっています。

いじめ自殺が社会問題となる中で、「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめによって、長期の不登校、自殺その他の重大事態（法28条）が発生した時、学校設置者またはその学校に、事実関係を調査する組織をつくることが義務付けられました。しかし、その組織は、個別具体的な人権救済自体を目的とするものではなく、また、そのための権限もありません。

いじめは、学校等を舞台として生まれる病理現象です。

教師による体罰、競争主義的な教育環境、家庭や社会の養育環境のゆがみ等が複雑に合わさって生まれます。そのため国内人権機関（人権委員会）のスタッフには、子どものいじめ問題に精通した、弁護士、心理の専門家、医師、学者が選ばれて調査や解決に当たる必要があります。

いじめを解決する上では、当事者や関与者の関係調整も必要です。教育環境や学校の制度そのものを改善するための提言をすることも国内人権機関（人権委員会）の重要な役割となります。

国内人権機関（人権委員会）は本当に必要なのですか。子どもの権利侵害は自治体に任せたらという意見がありませんか？

自治体の中には、子どもの権利侵害に関する条例を作って、いじめ等の権利侵害を救済したり、予防したりする制度を整え、子どもの権利を守る取組をしているところがあります。しかし、全国約 2000 の地方自治体のうち子どもの権利に関する条例を設置しているのは、わずか約 40 の自治体に過ぎません。そのうち、子どもの相談・救済機関を設置しているのは 30 近い自治体です。また、自治体の枠を超えた全国的な問題等については、取り上げにくいのが現実です。

条例を作らないまでも、ほとんどの自治体は相談窓口等を作っています。ただ、残念なことには、相談窓口等が市や県の行政の中にあり独立していないので、行政が加害者となるような場合には解決が困難ではないかという指摘もあります。特に、教育委員会が相談窓口になる自治体が多く、学校生活に関する問題については、独立した第三者機関といえるかは疑問です。

このように考えると、やはり、どうしても行政から独立した調査権限を持つ国内人権機関（人権委員会）が国レベルで必要なのです。

採用、賃金、昇進等で女性が差別されたら

同期入社の男性と、どうしてこんなに年収が違うのか、B子さんは不思議でなりません。

雇用における男女間格差をなくすため、「男女雇用機会均等法」が制定されており、法律の建前は男女平等です。しかし、実質的には、男女の賃金格差や採用差別はまだなくなっていません。

男性の給料はいくら、女性の給料はいくら、というような性差による明らかな差はなくなってきていますが、職種分類を設けたり、転勤の条件を付けたりして、実質的に男女の賃金差別が行われているのが現状です。

このような差別をなくすにはどうしたらよいのでしょうか。

まず、個別の事件において、差別は解消されなければなりません。そのためには、労働基準監督署に助言や指導を求めたり、裁判等の法的手続をとる必要がありますが、解決までに時間がかかったり、費用がかかったりします。

しかし、現に差別を受けているB子さんには、一刻も早く、そして手続が簡単な解決が必要です。そのために、国内人権機関（人権委員会）が申立てを受けて調査を行い、差別が確認できれば、調停や勧告で解決をはかります。

また、国内人権機関（人権委員会）があれば、個別の事件の解決だけでなく、企業全体の意識改革をはかるために、企業に対するジェンダー教育のプログラムも提供してくれるでしょう。

このような差別がなくならないのは、男女の役割分担という日本古来の意識に根差した、社会構造上の問題等があります。そのため、国内人権機関（人権委員会）は、政府に対して問題の解決をはかるための政策提言を行います。さらに、学校教育の現場で男女の役割分担の意識を解消していくためのジェンダー教育を行うよう教育委員会に働きかける等、社会全体の意識改革を行います。

盲導犬と喫茶店に入ろうとしたら入店を拒否されてしまいました

視覚に障がいのあるCさんにとって、盲導犬はパートナーです。盲導犬を外に待たせてCさんが喫茶店でお茶を飲むことなど考えられません。このような入店拒否は、「身体障害者補助犬法」で禁止されるほか、2016年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」といいます。）により、不当な差別的取扱として、禁止されます。しかし、このような店に対して、Cさんが、慰謝料を支払えと裁判を提起することは簡単なことではなく、結局、お茶を飲むことを諦めて泣き寝入りしてしまうことになってしまいます。

盲導犬は訓練されており、美味しい料理の匂いがしても吠えたり、ましてや人にかみついたりなどしません。ところが、ほんの些細な偏見から、入店を拒否されたり、盲導犬に口輪をさせられたりする例が多くありました。このような場合、国内人権機関（人権委員会）があれば、簡易迅速に手続を進め、喫茶店の経営者に偏見を解いてもらうように働きかけることができます。そうなればCさんは、今後はこの喫茶店を、盲導犬を連れて利用できるでしょう。「差別解消法」には、具体的な救済に関する規定がありませんので、是非とも国内人権機関（人権委員会）の設置が必要となります。

国内人権機関（人権委員会）では、このような事例を通じて、偏見をなくすための人権教育や広報活動をする役割も担うことになります。

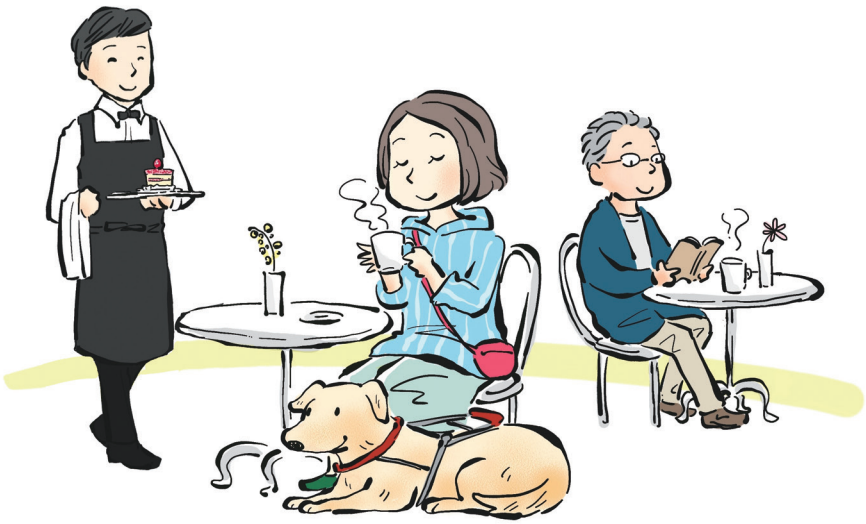

「読字障がい」のある人が退職を迫られています

Dさんは、学問的実績もある大学の優秀な研究員ですが、交通事故の脳挫傷で読字障がいという後遺障がいを残しました。

他に後遺障がいはないので、字が読めない、書けないということについて工夫できれば、研究職復帰も夢ではないと考え、検討したところ、文字を音声に転換し、音声を文字に転換するというパソコンソフトを使って、補助者が一人いれば、論文を読むこともできるし、執筆もできるということがわかりました。

そこで、Dさんは、大学に働きかけて、パソコンソフトの購入費と補助者1名分の予算を求めました。しかし、大学側は、就業規則を盾にとり、研究職としてその仕事ができないという理由で退職を迫っています。

2016年4月から施行される改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「雇用促進法」といいます。）で、使用者に障がいのある人に対する合理的配慮の提供が義務付けられることになりましたが、具体的な救済方法として、このようなケースでも、障がいの特性について専門性のある国内人権機関（人権委員会）があれば、障がいに応じた「合理的な配慮」をするべきだという、勧告や調停等をして、関係者に働きかけることもできます。大学が、それに従って読字障がいのある人用のパソコンソフトと補助者1名分の予算を取れば、研究者が埋もれることもなくなるのです。

コラム　障がいを理由とする差別とは

障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限を言います。例えば、入学試験の受験資格に「視覚障がいのないこと」という定めがある場合、視覚障がいがあることで「差別的取扱」をして、入学試験受験から排除することになり、これは障がいを理由とする差別となります。そのような定めがなくても、点字受験という合理的配慮が提供されなければ、点字使用者は入学試験受験から排除される結果となります。「合理的配慮の不提供」も障がいを理由とする差別となるのです。これらの差別をなくすために、2013年に「雇用促進法」改正や「差別解消法」制定を経て、2014年に国連の障害者権利条約を批准しました。「雇用促進法」や「差別解消法」は、不当な差別的取扱を禁止するとともに合理的配慮を怠ることが差別にあたるとしています（「差別解消法」では民間事業者は合理的配慮を努力義務としています）。

前の頁では不当な差別的取扱いの例を、この頁では「合理的配慮」の提供の例をあげて説明しています。

公衆浴場で入浴を拒否されました

Eさんは、ブラジルから、海外出張で日本に働きに来ています。先日、日本人の同僚に誘われて、公衆浴場に出かけましたが、Eさんだけ、公衆浴場の従業員から入浴を拒否されました。従業員が言うには、外国人の入浴マナーが良くないため、日本人の他の入浴客とトラブルになったことがあり、それ以降、外国人の入浴は断っているということでした。

でも、外国人というだけで、入浴自体を拒否するというのは、明らかな差別ではないでしょうか。

このような場合、国内人権機関（人権委員会）があれば、Eさんが国内人権機関（人権委員会）に救済の申立てをしていくことで、国内人権機関（人権委員会）が、Eさんと、問題となっている入浴施設との間で調停をしてくれることが考えられます。現実的に考えても、例えば外国語で入浴の際のマナーを知らせる案内を設置したりすることでも、十分にトラブルを回避できるのではないでしょうか。国内人権機関（人権委員会）があれば、そのような現実的な解決策を提示しながら、問題の解決に向けた活動をしてくれるでしょう。

性的マイノリティーの人にとっては

Ｆさんは公立高校に通う男子生徒ですが、性同一性障害で苦しんでいます。高校1年生の頃に気が付き、お医者さんの診断を受けて、はっきりとわかりました。

高校には制服があり、Ｆさんは男子用の制服を着ることが耐えられません。もっと耐えられないのは、男子トイレに入ることです。最近では、学校に近づくと吐き気がしたり腹痛を起こすようになり、このままでは学校をやめるほかないとまで悩んでいます。

担任や保健室の先生に相談をしたのですが、卒業まで我慢できないかという返事で、つらい毎日が続いています。また、皆にカミングアウトすれば、偏見の目で見られないかと怖いのです。

このようなケースで、国内人権機関（人権委員会）があれば、社会が一人ひとりの違いを認めて暮らせるよう学校や教育委員会に働きかけて適切な解決を図ってもらえるはずです。

例えば、本人の意向を最大限尊重しつつ、関係者会議を開いて具体的な対策を立てる、偏見を取り除くために、Ｆさんと同様の立場にいる人たちの人権について教育や啓発活動を行う等の対策をとってもらえることが考えられます。

拘置所に入所している女性がプライバシーを侵害されたら

万引きをしたとして窃盗罪により起訴され、刑事裁判を受けるために、現在、拘置所に収容されているG子さん。

G子さんは、拘置所内の女性収容区域内に収容されていますが、G子さんが着替えをしたり、用を足したりしている時に、巡回中の男性刑務官からその様子を見られることがあるとして、G子さんは精神的苦痛を訴えています。

このような場合、G子さんは、プライバシー侵害を理由に国家賠償請求をしていくことで、金銭的な救済を求めることが考えられます。

しかし、そのような請求をしたとしても、国の行政側が争えば訴訟となり、多大な時間と費用がかかることが想定されるところです。また、このような金銭的請求では、男性刑務官による女性収容区域内の巡回という拘置所内での運用そのものを変えることはできませんので、今後も、G子さんのような被害を訴える女性が出てくることも考えられます。

このような場合、国内人権機関（人権委員会）があれば、G子さんが国内人権機関（人権委員会）に救済の申立てをしていくことで、G子さんの国に対する請求に関して、国内人権機関（人権委員会）が調整してくれることが考えられます。またさらに進んで、国内人権機関（人権委員会）は拘置所内での、女性収容区域に関する巡回の実態を調査のうえ、巡回の運用のあり方が人権侵害になると認められる場合には、拘置所に対して、警告、勧告、要望等の措置をとってくれるでしょう。

コラム 「パリ原則」とは―パリ原則（1993年12月20日の国連決議の内容）

人権を守る仕事が正しく行われるために、国連は1993年の総会で、国内人権機関（人権委員会）の創設方法について、次のように決めました。

権限◆◆行政や警察、あるいは法律が人権侵害を引き起こすこともあり、また権力を持った組織が人権侵害をしている時、それを正す活動ができるよう、誰の指示も受けずに調査、意見、勧告、提案と報告をする権限を与えられること。

独立性◆◆政府権力や社会的強者に対しても、はっきりとものが言えるように、国内人権機関（人権委員会）の委員は、人権にかかわる社会集団の多元的な代表を確保できる手続によって、ふさわしい人を選任され、任期中に政府によって一方的に解任されないよう身分保障されること。

財政と事務局による独立性◆◆政府から独立した活動が出来るようにするために、自前の建物と事務局職員を持ち、そのための財源を与えられること。

活動の方法◆◆
1. 問題について自由に検討、調査、協議し、司法その他の機関と協議し、広報し、ＮＧＯとの関係を発展させること。
2. 調停を通じての解決を図ること。
3. 法律、規則及び行政慣行の改正や改革を勧告すること。

調査をし、事実が確認されれば、勧告し、救済を与える。——すでに多くの国で実現している国内人権機関（人権委員会）の働きです。日本にも国内人権機関（人権委員会）を作りましょう。

林　陽子
《元国連女性差別撤廃委員会委員長》

ハンセン病患者は長期間にわたって人権侵害による被害を受け続けてきました。未曾有ともいえるこのような人権侵害を起こさせないためにも国内人権機関（人権委員会）が必要です。

森　和男
《全国ハンセン病療養所入所者協議会会長》

現在の制度や政策で苦しみを背負わされている人は、行政や司法による救済から取り残されてしまいがちです。国内人権機関（人権委員会）は、条約や憲法の水準に立つことでそうした人々の希望の灯となる存在です。実現に向け、ともに頑張りましょう。

寺中　誠
《元アムネスティ・インターナショナル日本事務局長・東京経済大学教員》

人権侵害を元から断つ政策提言。裁判所ができない、国内人権機関（人権委員会）の重要な役割です。

山崎 公士
《神奈川大学教授（国際人権法）》

JFBA 日本弁護士連合会

〒100-0013
東京都千代田区霞が関１－１－３　TEL　03-3580-9841

② 201907